

## 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書（旧震災特例法20）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和6年旧震災特例法」といいます。）第20条第1項（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。
- 3 「法人名」欄は、適用を受けようとする法人の名称を記載します。
- 4 「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする法人の納税地を記載します。
- 5 「代表者の氏名」欄は適用を受けようとする法人の代表者の氏名を記載します。
- 6 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「種類1」は、譲渡資産の種類（土地、建物（その付属設備を含みます。）、構築物の別）を記載します。
  - (2) 「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を記載します。
- 7 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三（五）「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の「特別勘定に経理した金額39」、「繰入限度超過額42」、「当初の特別勘定の金額43」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産の金額を個別に計算して記載します。
- 8 「令和6年旧震災特例法第19条第1項の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている条文及び表の該当番号を記載します。
- 9 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。
  - (2) 「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。
  - (3) 「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあってはその面積等を、機械及び装置等にあっては処理能力等を記載します。
- 10 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など令和6年旧震災特例法第20条の規定の適用に關し参考となるべき事項を記載します。